

仙台市精神保健福祉審議会条例

平成八年三月一九日

仙台市条例第二号

(設置)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第九条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、仙台市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一一、一二・全改、平一八、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

一 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

(平一八、三・全改)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平一八、三・追加)

(臨時委員)

第四条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、[第二条第二項](#)各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平一八、三・追加)

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(平一八、三・旧第三条繰下)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平一八、三・旧第四条線下)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平一四、三・旧第六条線上、平一八、三・旧第五条線下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平一一、一二・改正)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平一四、三・改正)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平一八、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前の仙台市精神保健福祉審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第二条第二項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の仙台市精神保健福祉審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に従前の仙台市精神保健福祉審議会の会長である者は、この条例の施行の日に、改正後の第五条第一項の規定により会長として定められたものとみなす。